

社会福祉法人うちみ会役員等報酬・費用支給に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人うちみ会(以下「この法人」という。)の定款8条及び第21条及び評議員選任・解任委員会運営規程第5条の規定等に基づき、役員等及び評議員選任解任委員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、この法人の事業所に勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 各会議とは、理事会、評議員会、監事による監査及び評議員選任解任委員会を総称していう。
- (5) 報酬とは、各会議への出席、各会議以外の法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、または役員等が研修に出席したときに、職務遂行の対価として日額若しくは月額で支給され、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

第2章 報酬等

(報酬)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬は支給しない。

- (1) 常勤理事 報酬
- (2) 非常勤役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

2 報酬はいかなる場合においても重複して支給しない。

(報酬の額の算定方法)

第4条 理事長が、理事会、評議員会の出席以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支給することができる。

2 週平均2日以上または月に10日以上業務にあたる役員に対しては、別表2により月額報酬を支給することができる。

3 役員等及び評議員選任解任委員の報酬の額は、各会議へ出席したときには、別表3の基準に基づいた額を支給する。

4 非常勤役員が、各会議以外に法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表4の基準に基づいた額を支給する。

(報酬の支給方法)

第5条 役員等及び評議員選任解任委員に対する報酬の支給の時期は、各会議並びに法人及び施設の運営のための業務にあたった都度支給する。

2 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振込むことができる。

3 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金・積立金等を控除して支給する。

(費用支給)

第6条 役員が、業務の為旅行したときは、その旅行について旅費を支給する。

2 前項の規定による旅費の額及び支給方法は、社会福祉法人うちみ会旅費規程による。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

2 前項の規定による旅費の額及び支給方法は、社会福祉法人うちみ会旅費規程による。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成 5年 7月 1日から適用する。

この規程は、平成 8年12月 1日から適用する。

この規程は、平成17年 3月23日から適用する。

この規程は、平成29年 3月27日から適用する。

この規程は、平成29年 7月 1日から適用する。

この規程は、令和 2年 7月 1日から適用する。

注) 慶弔に関しては、別途定める「うちみ会慶弔規程」に基づき、支給する。

別表 1 (日額)

区 分	報酬額	備 考
理事長業務報酬	10,000円	

別表 2 (月額)

区 分	報酬額	備 考
理事業務報酬	50,000円	

別表 3 (日額)

区 分	報酬額	備 考
理 事・監 事	5,000円	
評 議 員	5,000円	
評議員選任・解任委員	5,000円	

(法定控除)

上記報酬については、所得税等法令に定められた額を控除した額である。

別表 4 (日額)

区 分	報酬額	備 考
非常勤役員	10,000円	